# 「大台町議会基本条例」検証チェックシート（対象期間：令和3年度）

A:よくできている　B:できている　C:検討（努力）が必要　D:殆どできていない

| 条番号 | 条文（要旨） | これまでの実績 | 評価(検証）のポイント | 令和3年度評価 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | **目的**<br>議会及び議員としてのあり方や仕事を明文化することによって、町政の情報公開と町民参加を基本にした「住みやすいまちづくり」の実現に寄与する | | | |
| 2 | **議会及び議員の使命**<br>二元代表制の充実と町民が主体の自治の観点から、政策をめぐる立案、決定、執行及び評価（監視）における論点及び争点を明確にし、地方自治の実現を図ることを使命とする | | | |
| 3 | **議員の政治倫理** | | | |
| 3-2 | 議員のモラル、議員の政治倫理については、条例で定める | 大台町議会議員政治倫理条例(H25.6.10制定) | 左記の条例を熟読し、見直す必要はないか | A |
| 4 | **議会の活動原則** | | | |
| 4-1 | 公開性、公正性、透明性及び信頼性を重んじた町民に開かれた議会、町民参加を不断に推進する議会 | （公開性）<br>・会議の原則公開、議会図書コーナーやＨＰでの会議録の公開<br>・大台町議会議長交際費の支出に関する基準（R2.10.14制定）及び使途をHPで公開<br>（公正性）<br>・政治倫理条例の遵守<br>（透明性）<br>・議案等の賛否について、「広報おおだい」で公表<br>・会議の結果について、ホームページで公表<br>・議決された議案の概要もホームページに追加（令和3年度から）<br>（信頼性）<br>・大台町議会危機対策本部に関する要領、行動マニュアル（Ｈ27.7.16 制定）（上記本部の設置について、震度5強以上を5弱以上に改正(Ｒ2.7.27 )） | 政策提案に向け、町民に開かれた議会、町民参加を不断に推進する議会となっているか | B |
| 4-2 | 大台町議会会議規則の内容を継続的に見直す | ・「出産のための欠席届けについて」を規定（H27.9.11 改正）<br>・委員外議員にも委員会開催通知の送付（H28.9から）<br>・欠席の届出について、欠席理由についての改正を行い、産前産後休暇を新たに規定（R3.9.8 改正）<br>・請願書の記載事項等について、押印が必須であった規定を、署名または記名押印に改正（R3.9.8 改正） | 議会の活動原則を担保する会議規則となっているか | A |

| 条番号 | 条文（要旨） | これまでの実績 | 評価(検証）のポイント | 令和3年度評価 |
|---|---|---|---|---|
| 4-3 | 委員会活動の充実強化を図る | 調査研究の継続<br>予算決算常任委員会の設置（R2.2.19） | 一年を振り返って委員会活動はどうであったか | B |
| 4-4 | ホームページで会議の日時、議案等の事前公表 | ・議会運営委員会終了後にHPで公表（会期、会期及び審議の日程表、議案一覧、一般質問通告書）<br>・Ｒ2.8.5開催の臨時会から議案概要もHPで公表 | HPでの事前公表で何か追加するものはないか | A |
| 4-5 | 傍聴者に議案資料等の提供 | ・会期及び審議の日程表、議事日程表、議案一覧、一般質問通告書を配付<br>・議案書、議案関連資料、施政方針は閲覧に供している | 傍聴者の視点で何か追加するものはないか | A |
| 4-6 | 会議を休憩する場合は、理由及び再開時刻を傍聴者に説明する | 休憩する際は、その都度、再開時刻を説明している | 本会議、委員会、全員協議会も含めて評価する | A |
| 4-7 | 傍聴に関し必要な事項は、傍聴規則で定める | 大台町議会傍聴規則(H25.2.12全部改正）<br>・傍聴人受付簿に撮影、録音の申告欄を追加するよう改正(R2.12.7)<br>・第2条（傍聴人の定員を変更できる旨を規定）及び第8条（必要な事項は議長が定める委任規定）を追加（R2.12.7改正） | 規則を見直す点はないか、傍聴に関し、必要な事項が定められているか | A |
| 4-8 | 月に1回以上全員協議会を開催。全員協議会に関し、必要な事項は規程で定める | ・大台町議会全員協議会規程(H22.6.8制定、最終改正H27.4.1)<br>・資料の原則事前配付（Ｈ29.3から）<br>H27年度：13回　H28年度：16回<br>H29年度：11回　H30年度：14回<br>Ｒ元年度：15回　Ｒ2年度：16回<br>Ｒ 3年度：13回 | 月に1回以上開催できているか、左記の規程で見直す点はないか | A |
| 4-9 | １年１回以上、全員協議会で議会活動を見直し、議会報告と意見聴取会で報告する | 全員協議会で議会基本条例に沿って議会活動を見直し、議会報告会で検証結果を報告した。 | ・基本条例を読み込んで検証しているか<br>・議会報告会で検証結果の報告をしているか | B |

| 条番号 | 条文（要旨） | これまでの実績 | 評価(検証）のポイント | 令和3年度評価 |
|---|---|---|---|---|
| 5 | **議員の活動原則** | | | |
| 5-1 | 議員相互の自由な討議の推進 | 自由討議が必要な議題があれば、議会運営委員会に諮り、本会議で行うこととする。（H28課題検討において取り決め） | 議員間討議の場の設定は問題ないか | B |
| 6 | **町民参加及び町民との連携** | | | |
| 6-1 | 町民への情報公開、説明責任 | ・情報公開については、HP、広報おおだい、窓口での議案書等の閲覧で実施（R3年度から会議の結果ページに議案の概要等を追加）<br>・会議録検索システム、議会図書コーナーでの会議録公開 | 情報公開がなされているか、説明責任は果たせているか | A |
| 6-2 | 会議の公開 | 全ての会議は、原則公開している<br>（傍聴者数）<br>**H27年度**:本会議33、常任委員会1、全員協議会1<br>**H28年度**:本会議94、常任委員会2、全員協議会19、議会運営委員会2<br>**H29年度**:本会議119、全員協議会7、議会運営委員会1、連合審査会1、特別委員会9<br>**H30年度**:本会議45、全員協議会13、連合審査会3<br>**Ｒ元年度**：本会議44、全員協議会：3<br>**R2年度**:本会議31、常任委員会4、全員協議会12<br>**R3年度**:本会議54、常任委員会2、全員協議会25 | 会議は公開されているか、町民の視点に立って、関心を持たれ続ける運営ができているか | A |
| 6-3 | 参考人制度、公聴会制度等の活用 | 令和3年度　実績なし | 専門的、政策的識見を議会の討議に反映できたか | C |
| 6-4 | 請願及び陳情の審議において提案者の説明を聴く | （請願件数）<br>平成27年度：6件<br>平成28年度：4件<br>平成29年度：5件<br>平成30年度：4件<br>令和元年度：4件<br>令和 2年度：4件（意見陳述の希望なし）<br>令和 3年度：5件（意見陳述の希望なし） | 提案者の意見を聴く必要はなかったか | B |

| 条番号 | 条文（要旨） | これまでの実績 | 評価(検証）のポイント | 令和3年度評価 |
|---|---|---|---|---|
| 6-5 | 町民との意見交換の場を多様に設け、政策提案の拡大を図る | （出前懇談会）<br>**H30.5.15** 大台町在住教職員組合（13人）<br>**R2.12.22** 商工会（4人）コロナ禍により少数で実施<br>**R3.2** 栃原地史を考える会（コロナ禍により、書面での提言に対し、書面で回答した）<br>令和3年度は実施なし | 意見交換の場を多様に設けられたか、政策提案の拡大が図れたか | B |
| 6-6 | 議案等に対する採決態度の公表 | ・一般質問の様子をHP、行政放送チャンネルで放送<br>・「広報おおだい」で賛否を公表 | 公表の仕方は十分か | A |
| 6-7 | 議会報告会と意見聴取会を1年1回以上開催 | ＊参加人数<br>**H27.4.18** (宮川)10、(大台)14<br>**H28.7.3** (宮川)16、(大台)25<br>**H29.4.23**(宮川)11、(大台)22<br>**H30.7.28-29** 台風接近のため中止<br>**H31.4.19**（宮川）22<br>**H31.4.20**（大台）29<br>**令和2年度**は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止<br>**R3.11.1**（宮川）5、（大台）8<br>議会報告を行い、「地域公共交通」と「特定空家対策」について意見聴取を行った | 1年1回以上開催したか | B |
| 7 | **町長等と議会及び議員の関係** | | | |
| 7-1 | 緊張関係を維持し、政策をめぐる論点及び争点を明確にすることを常に意識して、町政にあたる | 全員協議会での議論の論点を整理し、連合審査会を開催した（R3.11.12） | 町政の課題となる政策等をめぐって、検討を加え、論点を明確にして、判定及び評価ができたか | B |
| 7-3 | 町長等は討議の充実を図る観点から、答弁内容を事前に示すよう努める。また、二次以降の質問は一問一答方式で行う | ・H25.6（第2回定例会）から、答弁要旨を、質問のおおむね10分前に配付<br>・二次以降の質問は一問一答方式で行われた | 事前に答弁内容が示されたか、二次以降の質問は一問一答方式であったか | A |

| 条番号 | 条文（要旨） | これまでの実績 | 評価(検証）のポイント | 令和3年度評価 |
|---|---|---|---|---|
| 7-4 | 町長等は反問することができる（反問権） | ・議論を深めるため、町長等に反問権を与えている<br>・反問権、反論権について、令和2年度の全員協議会で3回にわたって協議し、基本条例の反問権の趣旨は、質問及び質疑の内容を明確にするためであることを確認し、基本条例の第7条の概要解説欄に明記（R2.11.11）＊会議規則第53条の2 | 反問権が正しい手順で行われているか、反問権、反論権について、協議を深める必要はないか | B |
| 8 | **町長による政策形成過程等の説明** | | | |
| 8-1 | 町長は政策等を提案するときは、形成過程の資料を提出するよう努める | H29.3.3 執行部へ資料の提出について要請<br>R2.9.2 執行部へ資料の提出について、文書で要請<br><br>全員協議会等で政策の形成過程の資料の提出があった | 現在提出されている資料で十分か | A |
| 8-2 | 議会は前項の政策等の審議にあたっては、論点及び争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議を行う | H29.3.3 執行部へ資料の提出について要請 | 政策形成過程等で論点及び争点を明らかにし、政策評価を見据えた審議ができているか | B |
| 9 | **予算及び決算における政策説明資料の作成** | | | |
| 9-1 | 町長は、施策別及び事業別の説明資料を提出するよう努める | H29.3.3 執行部へ資料の提出について要請<br>R2.9.2 執行部へ資料の提出について、文書で要請<br>令和4年3月定例会から全ての事業の予算説明資料が提出された。 | 予算、決算の審議における資料は適切か | A |
| 9-2 | 町長は、決算審査にあたって執行方針、予算等に基づいて行う行政評価及び事務事業評価について、説明資料を付して提出するよう努める | H29.3.3 執行部へ資料の提出について要請<br>R2.9.2 執行部へ資料の提出について、文書で要請 | 決算審査における資料は適切か | B |
| 9-3 | 予算及び決算議案に対する質疑は、原則通告制とする | 予算決算常任委員会を設置し、審査の方法を変更したため、通告制を廃止（令和2年第1回定例会で条例改正） | | |

| 条番号 | 条文（要旨） | これまでの実績 | 評価(検証）のポイント | 令和3年度評価 |
|---|---|---|---|---|
| 10 | **議決事件の拡大**<br>地方自治法第96条第2項の規定による議決事件の拡大 | 議決事件としているのは以下のとおり<br>・大台町総合計画基本構想及び基本計画の制定、変更又は廃止<br>・定住自立圏形成協定の締結、変更及び廃止<br>※大台町名誉町民条例で名誉町民の決定も議決事件としている | 議決すべき事件は左記でよいか | A |
| 11 | **議員定数及び議員報酬** | | | |
| 11-1 | 議員定数及び報酬は、それぞれ条例で定める | ・大台町議会議員の定数を定める条例(H20.6.22制定)<br>H29.9.11 定数を11人に改定(H30.2.12施行)<br>・大台町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(H18.1.10制定)<br>H29.9.15 議員報酬の改訂(H30.2.12施行) | 条例で定められているか、見直す点はないか | A |
| 11-2 | 上記の改正にあたっては、参考人制度、公聴会制度を活用する | 実施なし | 改正した場合、参考人制度、公聴会制度を活用したか | |
| 12 | **政務活動費** | | | |
| 12-1 | 条例に基づき議員個人に交付する | 大台町政務活動費の交付に関する条例（H25.10.25制定、最終改正H26.6.13）<br>H27年度：13人 293万円（465,973円返還）<br>H28年度：13人 300万円（772,367円返還）<br>H29年度：13人 249万円（879,596円返還）※4月～2月<br>2人 4万円（16,782円返還）※3月のみ<br>H30年度：11人 250万円（528,965円返還）<br>R元年度： 11人 252万円（468,022円返還）<br>R2年度：11人 264万円 （129,393円返還）（※特例分の返還1,320,000円）<br>※大台町議会議員の政務活動費の特例に関する条例（R2.6.15 制定、R3.5.31失効）によりコロナウイルス感染症対策に充てるため政務活動費の1/2に相当する額を返還<br>R3年度：11人 230万円（554,947円返還）※4月～2月<br>2人 4万円（？？円返還）※3月のみ | 条例に基づき交付されているか | A |

| 条番号 | 条文（要旨） | これまでの実績 | 評価(検証）のポイント | 令和3年度評価 |
|---|---|---|---|---|
| 12-2 | 証票類を添付した報告書を提出し、町民に公開する | HP、広報おおだい（6月号）で公開し、窓口での閲覧に供している（前年度分を毎年6月1日に公開） | 町民等から疑義を持たれないよう適正に公開されているか | A |
| 13 | **議員研修の充実強化** | | | |
| 13-1 | 議会としての議員研修の実施 | **H27.11.24** 「議案のペーパーレス化と情報共有」会議録研究所大阪営業所<br>**H27.12.7** 「質問力を高め　議会力に活かす」龍谷大学政策学部教授 土山希美枝<br>**H28.6.10** 「議員発議の（推進）条例の作り方」と「条例制定及び改正議案の審議のチェックポイント」第一法規㈱政策情報ｾﾝﾀｰ<br>**H29.10.17**「議会及び議員活動の活性化について」三重県地方自治研究センター 上席研究員 高沖秀宣<br>**H30.3.12**「予算書の見方・予算の仕組み」勉強会<br>**H30.10.18**「地方議会・議員の役割と権限について」前全国都道府県議会議長会議事調査部長　鵜沼信二<br>**R元.11.1** 「住民に開かれた議会等」長野県飯綱町元議長 寺島渉<br>**R2.1.22**「議会におけるデジタル活用」ソフトバンク岸野光祐 ＊オンライン形式で実施<br>**R3.12.17**「議会ICT推進について」富士ソフト株式会社 川西将暉、陣野重耶、西日本電信電話株式会社 磯野崇、居附俊幸、NTTビジネスソリューションズ株式会社 近藤智義 | 議員の資質向上が図られたか | B |
| 14 | **議長及び副議長志願者の所信表明**<br>所信表明の実施 | H28.2.18 議長（3人）　副議長（1人）<br>H30.2.19 議長（2人）　副議長（1人）<br>R2.2.19 議長（2人）　副議長（2人）<br>R4.2.18 議長（1人）　副議長（2人） | 所信表明の機会を設けられたか | A |
| 15 | **議会広報の充実** | | | |
| 15-1 | 町政に係る論点及び争点の情報周知 | 広報おおだいで周知 | 議会独自の視点から周知できているか | B |

| 条番号 | 条文（要旨） | これまでの実績 | 評価(検証）のポイント | 令和3年度評価 |
|---|---|---|---|---|
| 15-2 | 多様な広報手段を活用し、町政に関心を持つ議会広報活動 | ・H23.3からHPでの議会インターネット録画配信（一般質問のみ）、会議録検索システム導入<br>・H18からケーブルテレビによる一般質問録画放送<br>・HP、広報おおだいでの議案等の報告<br>・令和4年3月から防災行政アプリでもテスト配信を行い、令和4年度から配信を行う | 多様な手段を活用した、町民が町政に関心を持つ広報活動となっているか | B |
| 16 | **議会事務局の体制整備**<br>事務局の調査、法務機能の強化 | 書籍や研修により、向上を図った<br>また、第一法規システムの活用を行っている | 法務機能強化、法務機能の活用、職員の併任等が考慮されているか | B |
| 17 | **議会図書室の設置、充実及び公開**<br>町民や職員が利用できる開かれた図書室 | H27年度：購入2冊、貸出人数2人<br>H28年度：購入2冊、貸出人数3人<br>H29年度：購入6冊、貸出人数2人<br>H30年度：購入4冊、貸出人数2人<br>R元年度：購入2冊、貸出人数2人<br>R2年度：購入4冊、貸出人数3人<br>R3年度：購入4冊、貸出人数7人<br><br>蔵書冊数（貸出用）70冊 | 議会図書室の充実がされているか、町民、職員の利用に供されているか | C |
| 18 | **最高規範性**<br>この条例に違反する条例等を制定してはならない | 違反する条例等を制定していない | 違反する条例等が制定されていないか | A |
| 19 | **見直し手続** | | | |
| 19-1 | 必要に応じて、議会運営委員会及び全員協議会で検討する | 毎年、基本条例を検証する際に全員協議会で検討している | 議運及び全協で検討されているか | A |
| 19-2 | 改善が必要な場合は、条例改正を含め適切な措置を講ずる | 第9条（質疑の通行制を廃止）、第19条（見直し時期の改正）について条例改正（R2.3.18）<br>R3年度は改正の必要がなかった | 改善が必要な場合、適切な措置がとられているか | |
| 19-3 | 条例改正をする場合は、本会議で詳しく説明しなければならない | 第9条、第19条の改正について、令和2年度第1回定例会で議会運営委員長が提案説明を行った。<br>R3年度は改正なし | 改正の際、理由及び背景を詳しく説明したか | |